

# 「ベトナム環境ビジネス商談会」 ご利用条件・同意書

## 【事業目的】

本事業は、優れた技術を保有する日本の環境産業分野を対象に、中堅・中小企業等の技術・製品の海外展開を推進し、ジャパンブランドの展開を図り、日本経済に裨益することを目的とします。

## 【利用条件】

1. 支援対象企業は、本社における海外展開体制の整備に取り組んでいただくとともに、本事業の担当者を指定していただきます。
2. 同一対象事業、同一期間、同一目的で、本事業の補助の他に、他日本国政府機関から国庫による補助・支援を受けることは出来ません。
3. ジェトロおよび共催機関（以下 主催者）が支援採択を決定した後に以下の事由が発生した場合、本事業途中でであっても支援を終了します。
  - (1) 参加要件または審査基準を満たさなくなったときなど、支援対象企業の状況が変化した場合
  - (2) 同意書の内容に違反した場合
  - (3) 支援対象企業及びその役員が違法な行為又は違法でないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、支援を継続することが主催者の信用を毀損する恐れがあるとき。
4. 主催者の提供する無料プログラム、及び主催者と支援対象企業の費用負担項目について
  - (1) 無料プログラム
    - ① 情報提供（事前情報提供・セミナー）
    - ② 専門家による個別面談およびアドバイス
  - (2) 主催者の費用負担
    - ① 商談会を実施する経費（会場・備品借上費、通訳費、商談アレンジ費、参加企業PR用パンフレット作成費、バス等現地移動費、専門家による商談支援）
    - ② 現地訪問プログラムに係るバス手配費
    - ③ 専門家、事務局員随行費用
  - (3) 支援対象企業の費用負担
    - ① 航空券代（燃油サーチャージ、空港税・出入国税、保安料、航空保険料含む）
    - ② 宿泊費
    - ③ 現地訪問プログラム以外の移動に伴う交通費
    - ④ 食事代
    - ⑤ 保険料
    - ⑥ 商談に使用するサンプル・資料の梱包・輸送費（関税含む）
    - ⑦ その他、上記「(2)主催者の費用負担」に定める以外の経費等
5. 本事業利用において、訪問面談日時・海外出張日程等の確定後、支援対象企業の都合によるキャンセルが発生し、キャンセルのご連絡を受けた時点で主催者側の交通費・航空券のキャンセル料等経費が発生した場合、かかる経費を負担いただきます。
6. 以下のような企業によるお申込はお断り致します。
  - (1) 国内外の法令に反する業務を行っている企業
  - (2) 公序良俗に反する業務を行っている企業
7. プログラムの参加可否審査結果に対するご質問に主催者および専門家は一切回答致しません。

## 【免責事項】

1. 主催者は、できる限り正確な情報と有用なプログラムを提供するよう努力しております。しかし、提供した情報の正確性及びプログラムの有用性の確認及び採否は、支援対象企業の責任と判断で行っていただきます。本事業において主催者が提供した情報に直接、間接に拘わらず生じた結果について、また専門家や投資家、その他関係者との会議、商談によって生じた直接、間接の結果について、万が一お客様が不利益を被る事態が生じた場合、主催者は一切の責任を負いません。
2. 主催者及び専門家が国内外で関係先に提供した支援対象企業の情報等が関係先等の第三者によって不正に使用され、万が一支援対

象企業に損害等が生じた場合、主催者及び専門家は一切の責任を負わないものとします。

3. 主催者が面談をアレンジした後で、天災、ストライキその他の主催者の責任によらない不測の事態や訪問先の都合による直前のキャンセルもあり得ますことを予めご了承ください。その場合、支援対象企業が手配された渡航費、宿泊費、通訳、移動手段等について支援対象企業にキャンセル料支払い義務など損害が発生しても主催者は一切責任を負いません。

## 【秘密保持・個人情報保護について】

1. 主催者、専門家及び支援対象企業は、当事者のいずれかから開示された又は本事業を実施する過程において取得された当事者のいずれかの業務上の情報を秘密として扱うものとし、事前に開示した当事者又は情報の保有者の承諾を得ることなく、これらの情報を本サービスの実施以外の目的以外に使用し、又は第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとします。
  - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、又は開示後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
  - (2) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
  - (3) 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
  - (4) 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
  - (5) 開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
  - (6) 法律の強制力を伴い裁判所又は管轄官公庁により開示を要請された情報
  - (7) 関係先の紹介と面談アレンジを行うために必要な範囲でジェトロ、専門家又は専門家が関係先に開示する情報
2. 主催者、専門家及び支援対象企業は、本事業遂行上必要な場合のほか、秘密情報又は秘密情報を含む物件について、複製、複写、翻案、翻訳等の行為をしないものとします。
3. 本事業に関わる個人情報は、本事業の実施及び関連サービスの案内に利用します。また、その取り扱いについては、ジェトロが定める「個人情報保護方針」(以下(注)をご参照願います)に基づき適切に取り扱います。

## 【反社会的勢力に関する誓約事項】

支援対象企業は、反社会的勢力（反社会的勢力の定義等は、ジェトロの「反社会的勢力への対応に関する規程」[http://www.jetro.go.jp/ext\\_images/disclosure/antisocial/hansyakai-taiokitei.pdf](http://www.jetro.go.jp/ext_images/disclosure/antisocial/hansyakai-taiokitei.pdf)を参照）に該当せず、かつ、関係を有しないこと、また将来にわたっても関係を持つ意思がないことを確約するものとします。なお、この確約に違反することが判明した場合には、主催者の支援が中止・解除されても異議申し立てを行なわないものとします。

## 【本事業成果報告等のご協力について】

支援対象企業は、事業成果把握のために、ジェトロが実施するアンケート等にご協力いただくとともに、支援期間中及び支援終了後に関わらず、ライセンス契約や商談の成約等、ビジネスに進展があった場合報告していただきます。なお、報告いただいた内容や、本事業から得られた成果内容については、本事業の成果普及及び企業の海外進出促進の一助とするため、原則、セミナー、WEBサイト、報告書等各種手法により、企業名、進出先を含めて事業成果報告及びジェトロの広報活動に利用させていただきます。

(注)ご記入頂きましたお客様の個人情報はジェトロの個人情報保護規程に則り、適切に管理します。詳しくは「個人情報の保護について」(<http://www.jetro.go.jp/privacy/>)を参照ください。

お客様の個人情報保護管理者：

ジェトロ名古屋貿易情報センター長 (TEL:052-589-6210)

以上

「ベトナム環境ビジネス商談会」に応募するにあたり、『ベトナム環境ビジネス商談会 参加案内書』及び上記の条件と誓約事項を確認の上、同意いたします。

西暦 年 月 日

応募者（団体）名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

代表者印（通称「丸印」） \_\_\_\_\_